

第4章 地域福祉推進のための具体的な行動

目標1 お互いが支え合う地域づくりを推進します

(1) ご近所同士の見守り・支え合い活動を支援します

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域のことを知るなかで支え合いの意識を高めていく必要があります。そのためにも、本市で実施しているさまざまな活動を通して、すべての人が地域活動や近所付き合いについてその重要性を認識することが必要です。また、本市にはさまざまな団体が存在しますので、それらの団体と地域住民、行政が連携を図り、その活動を充実させ地域で支え合いのできる体制をつくります。

具体施策	内 容
・高齢者実態調査の充実	○地域担当職員等が70歳以上の方のみで構成されるお宅を訪問し、日々の困りごとや災害時の自主避難の可否などを確認するとともに、知り得た情報を個人情報保護に十分配慮しつつ関係機関と共有し、見守り活動などに活用します。
・高齢者地域支え合い事業の促進	○平成30(2018)年度末時点で、48自治会が地域支え合い事業(福祉パトロールなど)に取り組んでいますが、引き続き未実施の自治会に対し、地域支え合い事業の実施を求めています。 ○市内76の事業所が、日頃の業務で気になる高齢者を見かけた際に、地域包括支援センターに連絡をする見守り活動を行っていますが、子どもに対する見守り活動も加えるよう、事業の拡大をめざします。 ○今後も、見守りを行う自治会や事業所の拡大を促進します。
・地域助け合い活動協議体への支援	○地域住民がめざす地域づくりや、必要な社会資源の創出に向けて、住民同士が自由に話せる場を提供するなど、協議体活動に対し、積極的な支援を行います。
・「他人事」を「我が事」に変える取り組み	○困りごとを抱える市民に対し、身近な自治会や民生委員児童委員、ボランティア等が、主体的に見守りを行うとともに、その人が抱える困りごとを、地域における生活課題として解決を試みる事ができるよう、地域や各種団体と行政との連携を図ります。 ○自治会や民生委員児童委員、ボランティア等の地域活動を通じて把握された地域における生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制づくりに努めます。

(2) 地域の交流の場や機会を増やします

地域で市民同士の交流・ふれあいを進めていくには、市民一人ひとりが身近な方々と知り合い、信頼関係を育むことができるように、多くの人が気軽に集え、日常的な交流を図ることのできる場をつくることが重要です。

具体施策	内 容
・保育園や児童館における世代間交流の推進	○保育園や児童館等の行事において、近隣自治会等にも参加協力を呼びかけ、積極的に地域との交流を図ります。 ○あけぼの子どもセンターでは、中学生、高校生の企画する事業として、センターの周辺のごみ拾いを実施しており、今後もこうした世代間交流を推進します。

・ふれあい広場への支援	○社会福祉協議会が主体で行っている「ふれあい広場」においては、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず実行委員として事業に参画しており、さらに多くの市民が参画するイベントとなるよう支援します。
・いきいき健康センターでの交流の推進	○いきいき健康センターで実施している各種事業への参加をとおして、新たな仲間作りや人との交流の推進を図ります。 ○住民が主体となる市民サロン活動の運営や新たな立ち上げを支援し、多くの方が生きがいを持ち、参加・交流できる場の拡大を推進します。
・自治会活動の促進	○「花いっぱい運動」や「わがまち土別の未来を語る会」などを通じて、まちづくりに対する自治会活動の重要性を啓発し、市民の自治会活動への参加を促進します。

(3) 福祉を学び、心のバリアフリーを推進します

「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29（2017）年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）。

お互いを知り、理解し、認め合うための機会・学習を充実させる事を通じて心のバリアフリーを推進します。

具体施策	内 容
・ノーマライゼーション理念の普及	○「ふれあい広場」は、さまざまな趣向を凝らしながらノーマライゼーションの考え方の普及・定着をめざしており、今後も多くの市民の参加が得られるよう支援します。
・障がい者等の就労の場の確保	○障害者優先調達推進法に基づく「土別市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」により、計画的な調達を行います。 ○障がい者の就労について、自立支援協議会の就労支援部会を中心に、就労支援を推進します。
・障害者差別解消法の理念の普及	○「障害者差別解消法」の理念の啓発に努めます。 ○障がい者・高齢者・外国人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するあらゆるバリアをなくすことに努めます。
・認知症カフェの実施	○認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくため、家族への介護相談や同じ悩みを持つ方との繋がり場の場として、地域の人や専門家と気軽に情報を共有できる認知症カフェを設置する団体を支援します。
・認知症サポーターの養成	○認知症の方に優しい地域づくりの取り組みとして、地域住民や職域団体等を対象に講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解をもって認知症の方やその家族に対して、手助けをする認知症サポーターを養成します。
・手話講習会の実施	○聴覚障がい者と健聴者との意思疎通を深めることで、聴覚障がい者に対する理解と協力を図るとともに、ノーマライゼーションの普及促進に寄与するため、市民手話講習会を開催します。
・総合学習での福祉教育の実施	○障がいのある人が講師となった総合学習など、小中学校の児童生徒が福祉について学ぶ機会づくりを支援します。

(4) ボランティア活動を支援します

ボランティア活動は、活動する本人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、活動の広がりを通じて、市民の社会貢献や福祉活動などに対する関心を高める効果もあ

ります。

ボランティア活動を通じて、地域に住む方がともに支え合い、交流する地域づくりが進むことが期待されるので、社会福祉協議会などの団体と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を積極的に行い、市民のボランティア活動への参加を促進します。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社会福祉協議会のホームページ・市広報紙・社協だより・ボランティアセンターだよりを通じ、ボランティア活動の情報提供を行います。 ○市民団体の概要を掲載するサークルメイトの作成にあわせ、ボランティア団体の情報発信を行います。また、社会教育施設の生涯学習情報コーナーにおいて、団体活動等の周知を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア登録への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会ではボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関しての相談や、ボランティア登録を行っていることから、ボランティアコーディネーターの市民周知に努めます。 ○博物館・図書館・生涯学習情報センターにおいても、ボランティア登録の拡大を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア育成への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が行っている各種ボランティアスクールや中高生を対象にした土曜ボランティア学習塾「さぼてん」などを通じ、障がいがある人や児童との交流・体験学習を支援します。 ○各学校の児童会・生徒会などで行っているボランティアの取り組みを支援します。
<ul style="list-style-type: none"> • ファミリー・サポート・センター事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援を必要とする家庭を地域で支え合うことを目的に、託児や子どもの送迎等をお願いしたい人と協力したい人が会員となって組織する「ファミリー・サポート・センター事業」の会員の拡大を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> • 出前講座への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会職員が、自治会や団体等に出向き、社会福祉協議会の活動や福祉サービス、ボランティア活動等についての出前講座を実施しています。今後、市の地域政策懇談会等の場なども活用しながら地域の福祉課題の共有化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> • 福祉ボランティア育成事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が行っているボランティアセンター事業や学童・生徒へのボランティア活動普及事業など「福祉ボランティア育成事業」を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> • 生活・介護サポーター自主会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふまねっとサロン等を開催している生活・介護サポーター自主会と連携し、その活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> • 学校におけるボランティア活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が講師となった総合学習など、小中学校の児童生徒が福祉について学ぶ機会づくりを支援します。

目標2 わかりやすく利用しやすい福祉サービスづくりを推進します

(1) だれにでもわかりやすい情報を提供します

利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるように、わかりやすい情報提供に努めます。

また、民生委員児童委員など、地域で福祉活動を行う団体等と連携し、個人情報に配慮しながら、地域活動を通じた人から人へ伝える情報提供を推進します。

具体施策	内 容
・市の広報紙、ホームページ等の活用	○市広報紙、市ホームページ、フェイスブック、さほっちメー る、動画配信を通じての情報提供、市長定例会見などによる情報 発信の充実に努めます。 ○子ども・子育て支援制度や介護保険制度など、法改正等に伴う サービスの変更が生じる場合は、速やかにお知らせするととも に、変更箇所が簡単に理解できるよう、変更前との比較を載せる など、わかりやすい周知に努めます。 ○「障がい者福祉の手引き」の配布によりサービス情報を周知して いますが、よりわかりやすい手引きとなるよう随時見直しを行いま す。
・社協だより等による情報提供	○社会福祉協議会においては、社協だより、ボランティアセンター だより、ホームページ、事業ごとのポスターや関係機関への案内、 地元紙等を活用した情報提供を行っており、市のホームページや 広報紙とも連携した情報発信に努めます。
・関係機関との連携による情報共有	○自治会、民生委員児童委員、自立支援協議会、福祉サービス事業 者、社会福祉協議会等との連携を強化し、関係機関同士での情報 共有に努めます。
・市民が集う場を活用した情報提供	○健診や各種教室など、市民が集まる機会を利用し、多くの人にわ かりやすく福祉情報を伝えます。

(2) だれもが相談しやすい環境を整えます

市民が地域の身近なところで気軽に相談することができるように、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、基幹相談支援センター、児童相談支援センターなどの相談窓口の周知に努めます。

また、民生委員児童委員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、生活困窮者相談支援員などと連携して相談者の生活状況や家庭環境、就労状況などを正確に把握することで、その人に合った適切な福祉サービスが提供できるように努めます。

更に、各相談窓口と民生委員児童委員、各支援員との連携を強化し、多方面から問題解決にあたるネットワークづくりを進めます。

具体施策	内 容
・相談窓口等の周知	○地域担当職員等による高齢者実態調査時に、「暮らしに役立つ相談窓口いろいろ」を配布し、相談窓口の周知を行うとともに、市広報紙に相談窓口の記事を掲載します。 ○在宅介護支援センターや基幹相談支援センター、児童相談支援センターなどのほか、社会福祉協議会や民生委員児童委員も身近な相談窓口であることの周知を図ります。
・民生委員児童委員と連携した相談支援	○在宅介護相談協力員（民生委員児童委員）の研修会を開催し、高齢者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者、生活困窮者など、さまざまな対象者に対する身近な相談窓口の充実を図ります。
・総合的な相談支援の充実	○相談者が抱える複合的な課題を「丸ごと」受け止め、解決に向けた支援ができるよう、窓口の機能強化を図るとともに、世帯に寄り添いながらスムーズな課題の解決をめざします。 ○高齢者、障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者、生活困窮者など、その人に合った支援が受けられるよう市保健福祉部門の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャーなどの専門職の連携を強化します。 ○自立支援協議会を中心に、「相談支援センターほっと」や「児童相談支援センター虹」、総合相談窓口としての機能をもつ「社会福祉協議会」などとの連携をさらに密にし、相談支援の充実に努めます。

（３）生活困窮者の自立を支援します

平成 27（2015）年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」は、生活困窮者を対象とした「第 2 のセーフティネット」であり、その対象者は、失業者やニート、引きこもりなど幅広いものとなっているほか、複合的な課題を抱えている人やこれまで制度の狭間に置かれていた人たちも対象としており、その人それぞれに適した支援が求められています。

社会的に孤立していたり複合的な課題を抱えている方など、制度の狭間に置かれている生活困窮者の自立に向け、関係機関と連携して地域における生活困窮者の実態把握に努めるとともに、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者等への安定した住居確保支援など、包括的・継続的な支援の充実に努めます。

また、令和元（2019）年 6 月 12 日には、子どもの貧困の解消に資することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）」が改正され、同法第 9 条第 2 項に市町村における対策計画の策定が努力義務として明記されました。今後、大綱及び北海道子どもの貧困対策推進計画を踏まえつつ、本市における対策について取り組みを進めます。

具体施策	内 容
・社会福祉協議会やハローワークなど関係機関との横断的連携	○生活困窮者の相談は複合的な課題を抱えている場合もあることから、市の各担当課はもとより、社会福祉協議会やハローワークを始め、各関係機関と連携を図るなか支援します。
・引きこもりの実態調査と課題解決に向けた支援	○引きこもりの実態調査の方法を、他自治体の状況を検証しながら、本市における実態の調査を実施するとともに、支援対象者の課題解決に向けた相談支援を行います。
・子どもの貧困対策の推進	○子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、子どもが健やかに成長できるように、子どもの最善の利益を第一に考えた支援策に取り組みます。

(4) その人らしく生活する権利を守ります ～権利擁護の推進～

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や介護保険サービス等の各種福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

今後、超高齢化社会を迎えるにあたり、成年後見制度の対象となる人の増加が見込まれることから、地域においてその人らしい暮らしを続けていけるように、制度の利用促進に努めます。

なお、成年後見制度の利用促進については、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町村の講ずる措置」として「基本的な計画を定めるよう努めること」とされていることから、本計画における土別地域成年後見センター事業への支援を「土別市成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けることとします。

また、個人の尊厳が尊重され、その人らしく生きる権利を擁護するためには、高齢者や障がいのある方、児童生徒に対する虐待、夫婦間等のドメスティック・バイオレンス（DV）など、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・早期対応の取り組みを推進していかなければならないことから、地域や関係機関、専門家等と行政が連携するなかで、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて総合的な支援に努めます。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 土別地域成年後見センター事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31（2019）年4月1日に開設した「土別地域成年後見センター」について、情報提供などの支援を行うとともに、首長申立てなど行政が行う措置について連携を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条例の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの権利条例」について、広報紙等を用いた普及啓発を図るとともに、条例に基づき「子どもにやさしいまち」づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止やDV防止の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障がい者・児童生徒などに対する虐待防止に関しては、それぞれネットワーク会議等を設置しており、虐待の予防についての普及啓発と虐待発生時の迅速な対応に努めます。 ○虐待防止に関する各ネットワーク会議を始め、警察や児童相談所など関係機関・団体と連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。 ○市に設置しているDV相談専用電話を始め、各種相談窓口に関する情報発信を行います。



士別市成年後見制度利用促進基本計画

○基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症や精神上的の障がい等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とした制度です。

超高齢化社会を迎えるにあたり、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれるなか、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられますが、実際の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないのが現状です。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくために、地域における課題を整理しつつ、次の施策に取り組んでいきます。

I 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、従来の介護・医療・福祉の連携に加え、司法や地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

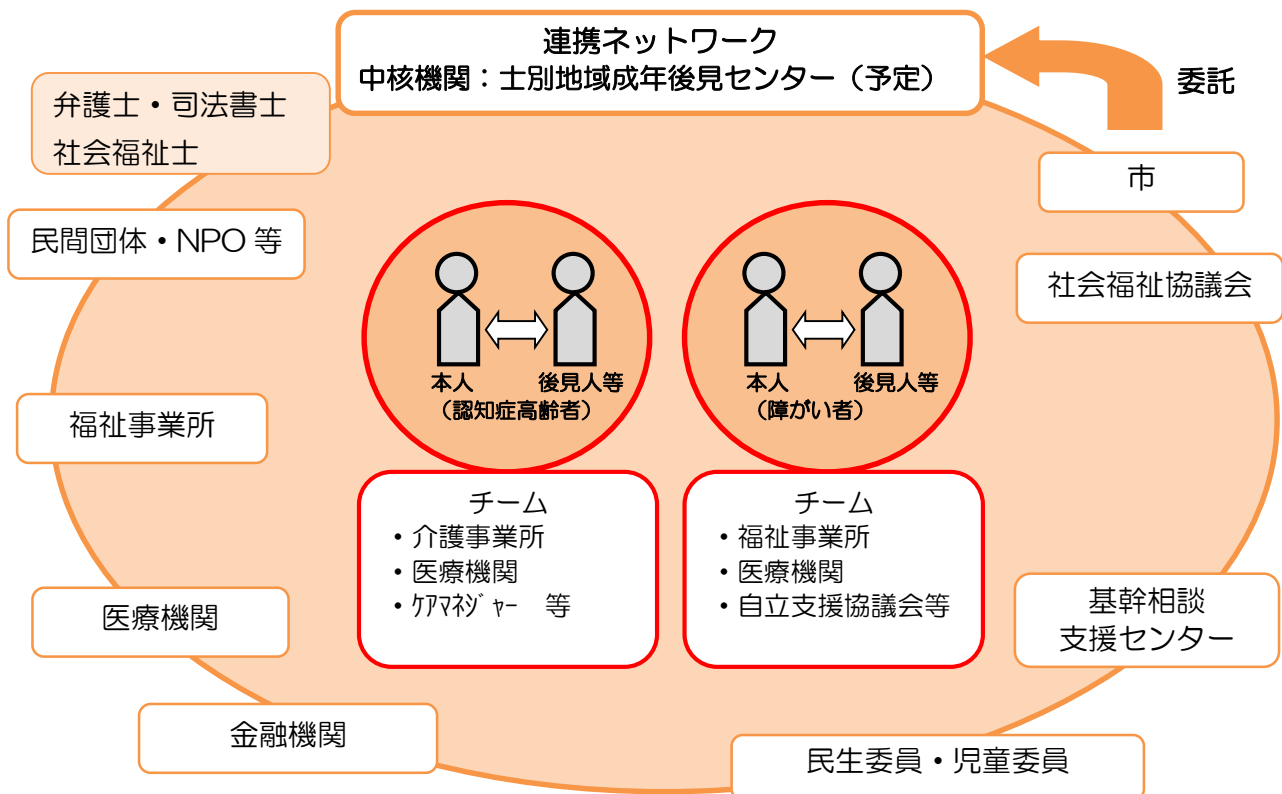
(i) 中核機関

この基本計画において、士別地域成年後見センターを地域連携ネットワークに必要な関係団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けることについて、和寒町、剣淵町、幌加内町及び士別市社会福祉協議会と協議を進めます。

(ii) 地域連携ネットワークおよび中核機関の役割

これらの機関は次の5つの役割を担うこととします。

広周	報知	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、必要なときに必要な支援につながる意識の醸成を図ります。
相発	談見	地域包括支援センター、医療及び介護関係者、自立支援協議会、基幹相談支援センター等と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用の促進		市民後見人の育成やその後の活動支援を行います。また、必要に応じて適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援		市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止		後見人等に対する相談・支援体制を整え、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐことに努めます。



※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制のことで。

Ⅱ 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

Ⅲ 土別地域成年後見センターの機能充実

平成31（2019）年4月1日に開設した「土別地域成年後見センター」では、成年後見制度の周知・啓発から権利擁護に関する相談・対応、申立てに係る手続の支援及び市民後見人の育成・支援に引き続き取り組みます。

Ⅳ 成年後見制度の利用支援

（i）市長申立て

判断能力が十分でない方が後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等とともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

（ii）費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

(5) 市民のニーズを把握し、福祉サービスをより使いやすいものにします

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていく「地域包括ケアシステム」を推進していくためには、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの向上に努めていく必要があります。

一方で、本来支援が必要であるにも関わらず自発的に申し出をしない、あるいはできない方もいることから、こちらから積極的にサービスの利用を働きかけたり、他のサービスと連携するなど、包括的な視点からのサービスの提供に努めます。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 各種サービス、施設におけるニーズの把握と質の向上 	<p>○福祉サービスの提供に従事する一人ひとりが、公正で、より質の高いサービスを提供できるよう、事業者や従事者等に対し、内部研修の実施や外部研修等への参加を促進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア会議の推進（高齢者） 	<p>○地域包括支援センターでは、介護サービスの提供が必要な高齢者等に対し、効果的な予防サービスや介護サービスが提供されるよう総合調整をする組織として、高齢者サービス事業所や市立病院など、高齢者を支援する関係機関からなる「地域包括ケア会議」を設置し、定例会議を行っています。今後、この会議を中心に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域づくりを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の推進（障がい児・者） 	<p>○障がい者支援の検討機関として、障がい者とその支援団体からなる「自立支援協議会」を設置しています。また、協議会の中に専門部会（相談支援部会、子ども部会、重症心身障がい児・者部会、就労支援部会）を置き、部会ごとに福祉課題を共有し解決へ向けての活発な協議を行っており、今後も障がい者への総合的な支援に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 医療と介護の連携強化 	<p>○地域包括ケアシステムの構築、発展に向けて「在宅医療と介護の連携推進会議」を活用し、医師や薬剤師・看護師等の医療職と介護支援専門員や介護サービス事業所（施設・在宅）等との連携の強化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者との情報共有 	<p>○市や社会福祉協議会・サービス事業所のホームページなど、情報発信手段の連携を深め情報共有を図るとともに、「地域包括ケア会議」等への参画を促進します。</p>



目標3 いつまでも健やかで活躍できる健康づくりを推進します

(1) 地域ぐるみでの健康づくりを推進します

近年、急速な高齢化や生活習慣の変化により、全国的にがん・心疾患・糖尿病などの生活習慣病になる人や介護を必要とする人が増加しています。

そこで本市では、平成31(2019)年4月1日から「土別市健康長寿推進条例」を施行し、市全体で健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めています。

市民一人ひとりが健診等を通じて自身の健康状態を正しく把握するとともに、行政や地域が一体となって健康づくり活動に取り組むことで、健康寿命の延伸が期待できます。

地域で活動することは、人とのつながりを深め、やりがいや充実感を感じ、健康的で豊かな生活につながります。健康づくり活動が市内各地で広がり、健康づくりに取り組む市民の増加をめざし、関係機関や団体とも連携を図りつつ、市民の健康づくり施策を推進します。

具体施策	内 容
・健康長寿推進条例の推進	○健康長寿推進計画に基づき、市を始め、事業所、教育機関、関係団体がそれぞれの責務や役割を担いつつ、健康づくり活動を進めます。
・受動喫煙防止条例の推進	○市民を始め、本市を訪れる全ての人々が受動喫煙を被ることのない環境づくりのため、市、市民、事業所、関係団体が協働して受動喫煙の防止対策に取り組めます。
・各種健（検）診受診率の向上	○特定健診や各種がん検診など健診の受診勧奨を行い、受診率の向上を図り、早期発見や発症予防・重症化予防に努めます。
・食育の推進	○土別市食育推進計画に基づき、食の大切さに対する市民理解を深め、関係機関や団体企業と連携のもと効果的な食育を推進します。

(2) 妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を強化します

本市では、「子育て日本一」のまちをめざして、妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安に対応するため、さまざまな取り組みを進めています。

平成28(2016)年度からは、土別市子育て支援センター「ゆら」に保健師を配置し、妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター事業を展開しています。

平成31(2019)年4月には、土別市放課後等デイサービス「青空」を開設し、発達に心配のある就学している子どもに対して、日常生活動作や集団生活に適應できるよう支援を行っています。

また、「土別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て家庭への支援に取り組むとともに、子育て支援拠点の充実を始め、障がいのある子どもへの支援拡充、放課後児童の健全育成、子育て支援団体などの活動促進、ひとり親家庭への支援充実を図っています。今後も、すべての子どもが健やかに成長し、すべての子育て家族が適切なサービスを受けられるよう、各関係機関と連携し取り組みを進めます。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター「ゆら」の積極的活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親子が気軽に集まり、交流を図れる場として「ゆら」の利用促進を図ります。 ○遊びの広場や育児相談、絵本の貸し出し、育児講座、講演会等他に移動型・訪問型の子育て支援を実施します。
<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成制度の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭への経済的負担を軽減するため、中学生以下の入院・外来医療費自己負担額の無料化を継続します。
<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦及び乳幼児への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉センターと子育て包括支援センターが連携して、妊娠期から妊婦の悩みや不安を軽減するために相談事業やマタニティスクール等を行います。出産後は新生児訪問や乳幼児健診・相談等でお子さんの成長に沿った支援の提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 保育所、児童館等における支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼少期における教育、保育の質の向上と多様化する保護者のニーズに対応するため、幼稚園での教育や保育所における保育サービスの充実を図ります。 ○放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館、放課後デイサービスにおいて、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

(3) 自殺予防対策を進めます

自殺は、個人の自由な意思の選択の結果ではなく、さまざまな悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題として認識する必要があります。

本市では、令和元（2019）年度からこれまでの自殺予防に関する取り組みを継承しつつ、さらに取り組みを強化するために、健康長寿推進計画の中間評価と併せて「土別市自殺対策計画」を策定し、自殺死亡率の減少という目標に向け、さまざまな施策に取り組みます。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> いのちの電話等相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防相談窓口（リーフレット）の配架やホームページ等で困ったときに相談できる窓口を周知します。
<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の職員や地域の住民 1 人ひとりが「悩みや困難を抱える人への気づき」に対応できる知識を身につけるための講座を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 命を守るネットワーク会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内を始め、関係機関、地域の民生委員児童委員などと連携、協働するための会議を開催し、自殺予防にむけた施策を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子どもの SOS に気づき適切な対応ができるよう、また、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助を求める行動ができるよう、学校教育場面での指導やパンフレットの作成を行います。 ○民生委員児童委員や主任児童委員が学校訪問を通じて事案解決のための連携強化を図ります。

目標4 安全・安心なまちづくりを推進します

(1) 市民と一緒に災害時の支援体制を強化します

近年は、地震や豪雨など各地で災害が多く発生しています。また、平成30(2018)年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、その後の北海道全域にわたる電源喪失(いわゆるブラックアウト)により、本市においても大きな被害がでました。

こうしたなか、高齢者の増加に伴い災害発生時に一人では避難できない人への対応が急務となっていることから、「土別市地域防災計画」に基づき、民生委員児童委員や自治会、ボランティア、福祉施設などと連携して、要支援者の安否確認や情報伝達を行うとともに、災害時の助け合い活動を強化します。

また、災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取り組みを進めます。

具体施策	内 容
・要支援者名簿の作成	○本人または家族などの支援だけでは避難が困難な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の関係機関と名簿共有を行うことで、災害時の避難支援を行います。
・ハザードマップの作成と周知	○平成31(2019)年4月に改訂した「洪水ハザードマップ」及び平成30(2018)年5月に策定した「ため池ハザードマップ」の周知を図るとともに、定期的な見直しを行います。
・総合防災訓練の実施	○市民の防災意識などの高揚を図るとともに、災害時の対応を身につけるため、市民や行政、自治会や関係機関が一体となった総合防災訓練を定期的実施します。
・災害を想定した支援内容の検証	○社会福祉協議会においては、災害救援ボランティアセンター運営マニュアルを作成し、災害時要支援者へ配慮すべき内容を明記していますが、災害の種類によって配慮すべき内容が異なるため、定期的な検証を促進します。 ○救援・救護に備え、高齢者や障がい者などに対応する支援方法についてのマニュアルを進めるとともに、各施設に対し実際の災害を想定したより実践的な避難訓練の実施を求めています。
・緊急通報装置や徘徊高齢者位置検索システムの推進	○一人暮らしの高齢者や障がいのある人などに緊急通報装置を貸与し、緊急時の救急活動の迅速化を推進します。 ○徘徊時の捜索を速やかに行うため、警察署、市、関係機関が連携した「SOSネットワーク」への登録や「徘徊高齢者位置検索システム(GPS)」の購入助成について普及・啓発に努めます。
・自主防災組織の促進	○令和元(2019)年7月末現在23の自主防災組織が結成されており、引き続き組織化を促進します。
・避難所における支援体制の整備	○現在、市内8カ所の民間施設と福祉避難場所の協定を結んでいますが、人工呼吸器など電源を必要とする障がい者等が、長時間の停電時などに緊急避難できる非常電源が確保された避難場所への案内や避難場所の運用の整備を進めます。

(2) ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます

高齢者や障がいのある人、子育て中の人などを含めたすべての市民が安心して快適に生活するためには、道路や施設、移動手段などを整備し、誰にとっても活動しやすい環境の整備が重要となります。

そこで、「土別市福祉のまちづくり条例」の整備基準を基本に、「北海道福祉のまちづくり条

例」や「北海道ユニバーサルデザイン指針」にも準拠した施設整備を進めることで、バリアフリー化を推進します。

また、高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るための住環境整備を推進します。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 住まいのバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の共同住宅を新築・改築・改修する際に「北海道福祉のまちづくり条例」「土別市福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターの設置や玄関のスロープ化など共有部分のバリアフリー化を促進します。 ○介護保険制度の住宅改修費助成等の活用により、段差解消や手すりの設置など、住み続けられる住まいの支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 公的施設のバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設については計画的にバリアフリー化を進めており、オストメイト設備の設置や公園トイレのバリアフリー化など継続して取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> 道路や交通機関のバリアフリー化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人などが安心して通行することができるように、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を進めます。また、困っている人を見かけたら気軽に声をかけ、必要なお手伝いができる人が増えるよう、市民への啓発に努めます。 ○高齢者・障がいのある人が安全に、安心して利用できるよう市内循環バスに低床バスが導入されていますが、今後も車両の切り替えの際には低床バスを導入するよう事業者に求めていきます。 ○土別駅を始め、公共的施設には、高齢者や障がいのある人が利用しやすいようスロープ、多目的トイレなどの整備、改修が行われるよう事業者に協力を求めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> 利便性の高い外出支援制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に居住する障がいのある人が、車椅子でJR土別駅を利用する際に利用できる乗降介助について、委託先である社会福祉協議会と協議しつつ、利便性の向上に努めます。 ○高齢者や障がい者に対する外出支援策について、他の事業との整合性を図りながら、利便性の高い外出支援体制となるよう努めます。

(3) 地域と一緒に、すべての人を犯罪から守ります

少子高齢化や核家族化の進展、人間関係の希薄化により、地域社会が持っていた犯罪抑止の機能が低下し、高齢者や子ども、女性、障がい者などが犯罪に巻き込まれることが増えてきています。また、高齢者や子どもを交通事故から守る取り組みも重要です。

これらの問題に対応するには、住民の連帯感を深め、防犯や交通安全の意識を高めることが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を醸成することで、地域の安全を守ります。

また、毎年7月に犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの理解を深め、犯罪のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施し、保護司会を始め、警察や防犯協会など関係機関と連携し、その普及啓発に努めます。

具体施策	内 容
<ul style="list-style-type: none"> 防犯情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者などを狙った悪質商法や、子どもを巻き込む事件などの被害に遭わないよう、広報紙やホームページ、さほっちメーなど情報提供に努めます。 ○土別地区広域消費センターが実施している「消費者被害防止ネットワーク」において防犯関連情報を配信し、市民との情報共有を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 「地域の目と声をください運動」の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会・防犯協会・市PTA連絡協議会の3者が中心となり進めている「地域の目と声をください運動」を通して、子どもや高齢者などへの声かけ運動を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> 地域における防犯対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○園児、児童、生徒の通園・通学時や、高齢者、障がい者などの安全確保のため、地域住民の方に協力いただきながら「110番の家と店」や「わんわんパトロール」の取り組みを進めます。 ○防犯協会や地域の自主防犯団体等の協力のもと実施している「地域の目と声をください運動」、さらには「青色回転灯搭載車による見守り」を実施しており、今後も多くの団体とのネットワークを広げ、安全で安心できるまちづくりに努めます。 ○夜間の生活道路の明るさを確保するため、防犯灯の増設やLED化を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 消費者啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等を狙った悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。 ○土別消費者協会が行う悪質商法防止の活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする運動[※]の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○土別市社会を明るくする運動実行委員会と連携し、普及啓発活動を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> 保護司会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○土別地区保護司サポートセンターにおける活動状況等について情報提供していただきながら、関係機関と連携を図り、犯罪や非行のない地域社会の実現に努めます。

※社会を明るくする運動：すべての人が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。